

誓 約 書

「フォスターホーム 改築及び地域小規模児童養護施設新設工事」に係る入札参加にあたり、現在、次の各号をすべて満たしており、入札の日までも変わらないことを誓約します。

(1) 入札に参加する業者に必要な資格①

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は2の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ウ 一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）までに、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち発注工事に対応する業種（以下「対応業種」という。）について、同法第3条第6項に規定する一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。
 - エ 過去に福祉施設や病院の改修等建設工事を受注し、完全に履行した経歴を有している者
 - オ 入札参加者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者
 - カ 入札を実施する前に、法人等に対して建設工事費を提示し、又は、建設工事費について交渉を行うなど、正常な入札執行を妨げる等の行為を行う恐れがない者
 - キ 法人役員本人又はその親族が役員に就いている業者以外の者
 - ク 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく、かつ、当該受注者と資本又は人事面において関連がない者
 - ケ 事業所を茨木市・高槻市・吹田市及び大阪市と大阪府下で大阪市に隣接している市に有していること。
 - コ 大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者（別紙1「大阪府補助金交付規則（抜粋）」によること。
- (2) 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者であること。
- (3) 公示の日から入札執行の日までの期間に建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分等を受けていない者であること。
- (4) 正常な入札執行を妨げる等の行為を行うおそれが無く及び行わない者。

令和 年 月 日

申請者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者

(印)

社会福祉法人 慶 徳 会

理事長 山 田 健 一 郎 様